

第1回 新・県営水道ビジョン策定に向けた検討委員会

日時：令和8年8月21日（金）13:00～14:30

場所：兵庫県私学会館 2F 大会議室

次 第

- 1 開会
- 2 出席者紹介
- 3 会長選任
- 4 議題
 - (1) ビジョンの概要
 - (2) 県営水道の現状と課題
 - (3) 水需要調査の結果、今後の検討の方向性
- 5 閉会

【配付資料】

- 資料1－1 検討委員会（第1回）出席者名簿
- 資料1－2 検討委員会（第1回）座席表
- 資料2 検討委員会設置要綱
- 資料3－1 ビジョン策定スケジュール
- 資料3－2 ビジョン策定の趣旨、本ビジョンの位置づけ
- 資料3－3 ビジョン骨子（案）
- 資料4 県営水道の現状と課題
- 資料5－1 水需要調査の結果
- 資料5－2 今後の検討の方向性

第 1 回 新・県営水道ビジョン策定に向けた検討委員会 出席者名簿

区 分	所 属 名	職 名	氏 名	随 行 者
委 員	京都大学大学院	工学研究科教授	伊藤 禎彦	
	関西学院大学	経済学部教授	上村 敏之	
	神戸大学大学院	工学研究科教授	鍬田 泰子	
	神戸大学大学院	経営学研究科教授	中村 絵理	
アトハツイサ-	阪神水道企業団	企業長	吉田 延雄	総務部経営企画課主幹 津高 憲一 総務部経営企画課主査 横山 直哉
オトサハ- (県関係課)	総務部 市町振興課	課長	平野 祐次	財政班主幹 尾崎 貴大
	企画部 総合政策課	水素・エネルギー企画官	井口 智貴	
	土木部 上下水道課	上下水道調整官	田代 浩之	
オトサハ- (受水団体)	神戸市 水道局	(欠席)		
	川西市 上下水道局	副局長兼経営企画課長	片桐 幸臣	
	三田市 上下水道部	次長兼上水道課長	曾根 義隆	浄水施設課統括作業長 吉田 司
	猪名川町 まちづくり部	上下水道課長	小野山 富夫	
	明石市 上下水道局	企画調整担当課長	宮下 高德	
	加古川市 上下水道局	経営管理課長	長谷川 幸平	
	姫路市 上下水道局	経営管理課長	三浦 洋明	
	太子町 経済建設部	上下水道事業所長	友政 貴仁	
	淡路広域水道企業団	工務参事	倉本 啓司	
事務局	企業庁	公営企業管理者	梶本 修子	
		次長	三宅 隆之	
		次長	黒坂 公晶	
	企業庁水道課	課長	木田 泰稔	
		企画調整官	荻 裕之	
		副課長兼経営班長	田原 利浩	
		副課長	林 秀樹	
		計画班長	藤本 好一	
		施設整備班長	前田 明夫	
		計画班主幹（利水調整担当）	射場 一晃	
		施設整備班主幹（設備担当）	西野 滋	
		計画班主任	川崎 敏嗣	
		計画班主任	山名 淳平	

座 席 表

(ステージ)		(プロジェクター用スクリーン)				
		伊藤 秘書 伊藤 秘書 伊藤 秘書 会長席 上村 秘書 中村 アドバイザー 阪神水道 企業団				
川崎 山名	事務局	企業庁	企業庁	オブザーバー	オブザーバー	列 1
		黒坂 三宅 梶本		市町振興課 総合政策課 上下水道課		
コン サル コン サル コン サル	事務局	企業庁 水道課	企業庁 水道課	オブザーバー	オブザーバー	列 2
		射場 萩 木田		川西市 三田市 猪名川町 明石市		
コン サル コン サル コン サル	事務局	企業庁 水道課	企業庁 水道課	オブザーバー	オブザーバー	列 3
		藤本 林 田原		加古川市 姫路市 太子町 淡路広域		
	企業庁 水道課	企業庁 水道課	随行者席	随行者席	列 4	
	○ ○ 西野 前田	○ ○ ○ ○				
	企業庁 水道課	企業庁 水道課	随行者席	随行者席	列 5	
	○ ○ ○ ○	○ ○ ○ ○				
					列 6	
	○ ○ ○ ○	○ ○ ○ ○				
				列 7		
○ ○ ○ ○	○ ○ ○ ○					
				列 8		
○ ○ ○ ○	○ ○ ○ ○					

入口

入口

新・県営水道ビジョン策定に向けた検討委員会設置要綱

(設置)

第1条 新たな県営水道ビジョン（以下「新・県営水道ビジョン」という。）を策定するにあたり、学識経験者等による助言を受けるため「新・県営水道ビジョン策定に向けた検討委員会」（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、新・県営水道ビジョン策定についての助言を行う。

(組織)

第3条 会議は、別表に定める委員等をもって構成する。

2 委員等の任期は、本要綱の施行の日から令和10年3月31日までとする。

(会長)

第4条 委員会に会長を置く。

2 会長は、委員の互選によって定める。

3 会長は、会務を総理し、委員会を代表する。

4 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長の指名する委員が、その職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会の会議（以下「会議」という。）は会長が招集する。ただし、第1回の会議の招集については、企業庁水道課が招集する。

2 委員会は、2名以上の委員の出席がなければ、会議を開くことができない。

3 委員は都合により会議を欠席する場合は、代理の者を出席させることができることとし、代理の者の出席をもって当該委員の出席とみなす。

(アドバイザー)

第6条 委員会に別表に定めるアドバイザーを置く。

2 アドバイザーは、第2条に掲げる所掌事務に関し、必要な助言を行うものとする。

(オブザーバー)

第7条 委員会に別表に定めるオブザーバーを置く。

2 オブザーバーは必要に応じ、会議に出席し意見を述べることができる。

(意見の聴取)

第8条 会長は必要があると認めるときは、委員会の会議に委員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(謝金)

第9条 委員、アドバイザー、オブザーバー及び第8条に定める者が、会議及び会議に係る職務に従事したときは、別に定めるところにより謝金を支給する。

2 第5条第3項の規定に基づき、代理人が会議に出席したときは、代理人に対して、委員と同額の謝金を支給する。

(旅費)

第10条 委員、アドバイザー、オブザーバー及び第8条に定める者が、会議及び会議に係る職務のために旅行したときは、「兵庫県職員等の旅費に関する条例」(昭和35年兵庫県条例第44号)の規定により旅費を支給する。

2 第5条第3項の規定に基づき、代理人が会議に出席したときは、代理人に対して、旅費を支給する。

(庶務)

第11条 会議の庶務は、企業庁水道課において処理する。

(補則)

第12条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関して必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和8年7月1日から施行する。

(要綱の失効)

2 この要綱は、令和10年3月31日限り、その効力を失う。

(別表)

第3条に規定する委員等は次のとおりとする。

委 員	京都大学大学院 工学研究科 教授 伊藤 禎彦	
	関西学院大学 経済学部 教授 上村 敏之	
	神戸大学大学院 工学研究科 教授 鯨田 泰子	
	神戸大学大学院 経営学研究科 教授 中村 絵理	
アドバイザー		阪神水道企業団 企業長 吉田 延雄
オブ ザー バー (※)	県関 係課	総務部 市町振興課
		企画部 総合政策課
		土木部 上下水道課
	受水 団体	神戸市 水道局
		川西市 上下水道局
		三田市 上下水道部
		猪名川町 まちづくり部
		明石市 上下水道局
		加古川市 上下水道局
		姫路市 上下水道局
		太子町 経済建設部
		淡路広域水道企業団

※オブザーバーについては、各組織の関係者が出席する。

第9条にて定める委員等の謝金

「新・県営水道ビジョン策定に向けた検討委員会」は、「新・県営水道ビジョン」を策定するにあたり、幅広い専門的知見を有する学識経験者等による指導助言を受けるための委員会であることから、委員の謝金については、「委員会の委員等の報酬及び費用弁償に関する条例」（昭和35年兵庫県条例第24号）に定める審議会等の委員の報酬の額に準ずるのが妥当である。

よって、委員等に対して支給する謝金の額は、下表のとおりとする。

委員等の区分	謝金の額
会長	日額 16,100円
委員等及び第8条に定める者	日額 13,000円

本日の内容

- **次を順次説明しますので、ご意見をお願いします。**
 - ・ ビジョン策定の趣旨など（資料3）
 - ・ 県営水道の現状と課題（資料4）
 - ・ 受水団体への水需要調査の結果（資料5-1）
 - ・ 中長期を見据えつつ10年後の考えられる姿や、今後の検討の方向性（資料5-2）
- ご意見を元に、事務局において**目指すべき方向性**を検討のうえ、**今冬開催の第2回委員会で議論。**

新・県営水道ビジョン策定スケジュール（予定）

年度	時期	実施内容
R8	上半期	・ 水道事業の現状と課題の検討
		第1回検討委員会 〔8月21日（今回）〕 〔議題〕 ・ 事業概要 ・ 現状と課題 ・ 水需要調査の結果
	下半期	・ 目指すべき方向性（基本理念と目標）の検討 ・ 建設計画の改定の方針性の検討
		第2回検討委員会 〔議題〕 ・ 目指すべき方向性 ・ 建設計画の改定の方針性
R9	上半期	・ 具体的施策（実現方策）の検討 ・ 建設計画の改定案の検討 ・ アセットマネジメント推進計画の改定の方針性の検討
		第3回検討委員会 〔議題〕 ・ 具体的施策 ・ 建設計画の改定の方針 ・ アセットマネジメント推進計画の改定の方針性と方針
	下半期	・ ビジョン(案)の作成 ・ 長期収支シミュレーションの実施
		第4回検討委員会 〔議題〕 ・ ビジョン(案) ・ 長期収支シミュレーション
		パブリックコメントの募集
		・ ビジョン(案)の修正
		第5回検討委員会 〔議題〕 ・ ビジョンとりまとめ
		・ 新・県営水道ビジョン完成 ・ 建設計画（改定）完成 ・ アセットマネジメント推進計画（改定）完成
R10 ～		【新・県営水道ビジョンの運用】 ・ ビジョンに基づく施策の実施とフォローアップ

新・県営水道ビジョンの検討・策定

施策実施

資料 3－2

ビジョン策定の趣旨、本ビジョンの位置づけ

ビジョン策定の趣旨・目標年度

➤ ビジョン策定の趣旨

- ・厚生労働省の平成26年3月の通知「水道事業ビジョンの作成について」では、**水道事業者が、50年、100年後の将来を見据え、水道の理想像を明示するとともに、取り組みの目指すべき方向性やその実現方策、関係者の役割分担を提示する水道事業ビジョンを作成**することが求められている。
- ・兵庫県企業庁では、人口減少による水需要の減少や、施設老朽化に伴う更新需要の増大、技術者の高齢化や人手不足など、長期的・構造的な課題を踏まえ、**持続可能な水道用水供給事業の構築に向けて、平成23年策定のビジョンに代わる、新たな県営水道ビジョンを策定**する。

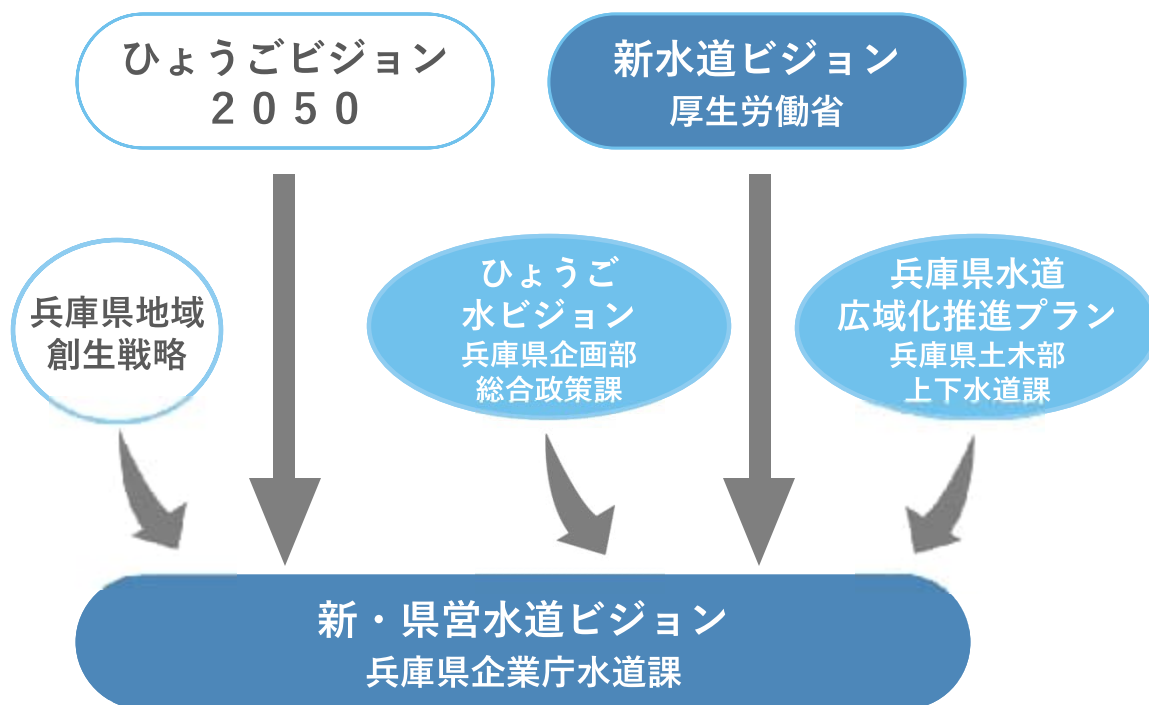
➤ ビジョンの目標年度

- ・**中長期を見据えつつ、当面の目標年度を策定から10年後とする。**
【当面の目標年度：令和19年度】

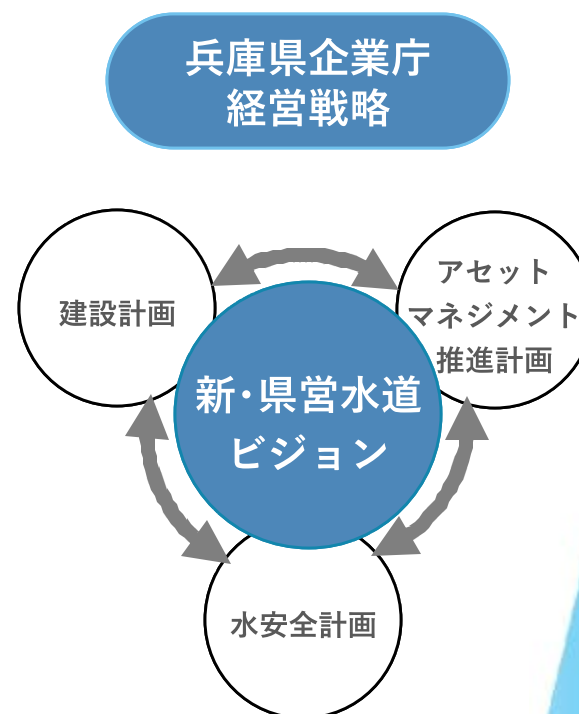
ビジョンの位置づけ

- ・新・県営水道ビジョンは、**新水道ビジョン**（厚生労働省）を上位構想とし、**ひょうご水ビジョン**（兵庫県企画部総合政策課）、**兵庫県水道広域化推進プラン**（兵庫県土木部上下水道課）を踏まえて策定
- ・新・県営水道ビジョンは、兵庫県企業庁の水道用水供給事業が**今後目指す理想像を明示し、実現のための方策を記載**するとともに、**建設計画、アセットマネジメント推進計画、水安全計画により、個別具体的内容を補完**
- ・策定に当たっては、**全県ビジョン（ひょうごビジョン2050）**や**兵庫県地域創生戦略**を踏まえて検討

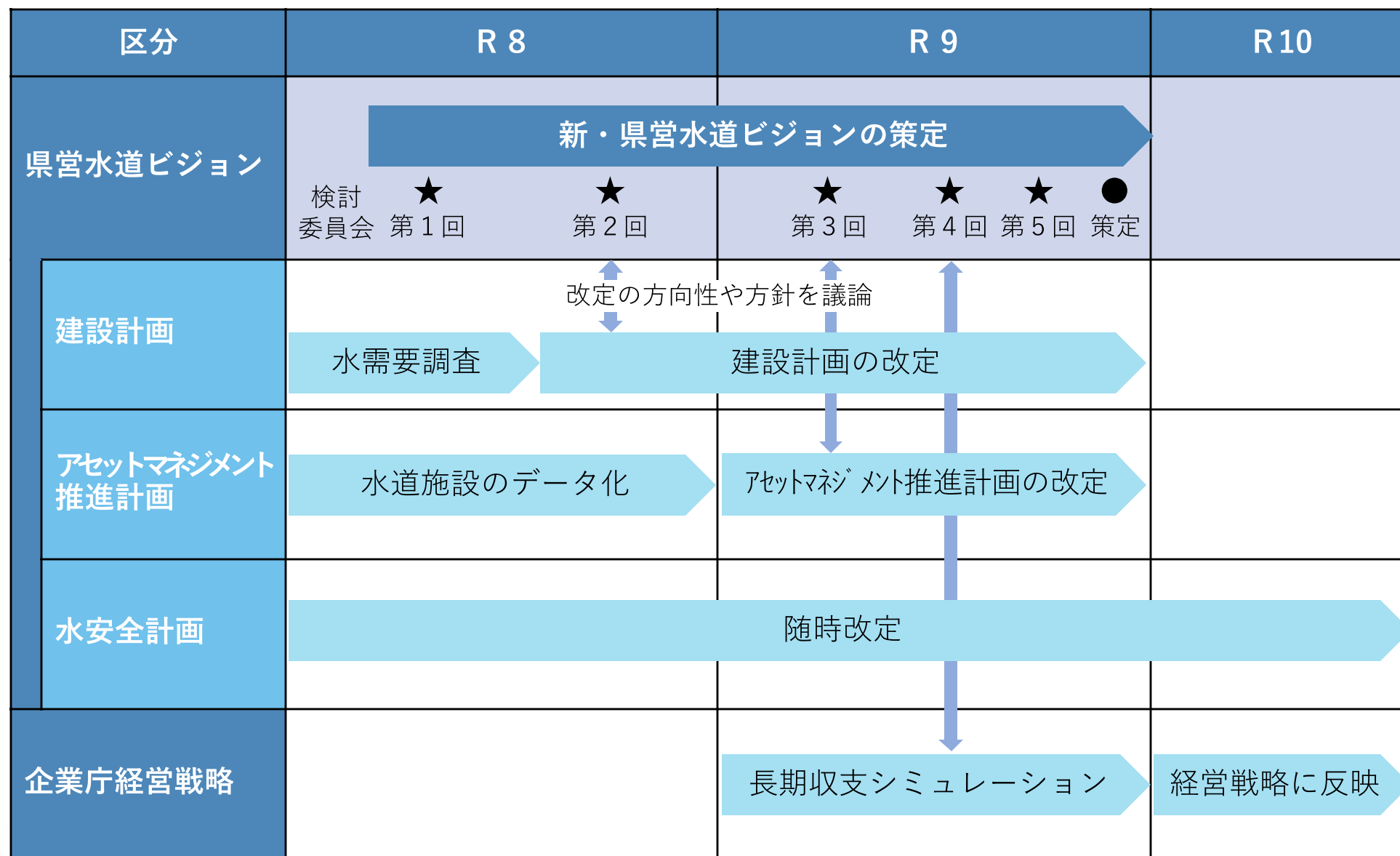
県営水道ビジョンの位置づけ



企業庁内ビジョン・計画の位置づけ



- ・ ビジョンの策定に合わせ、**建設計画やアセットマネジメント推進計画の改定**を予定
- ・ これら計画の改定の**方向性や方針**を第2回委員会以降に議論し、**ビジョンに反映**



新・県営水道ビジョン骨子（目次）（案）

第1章 新・県営水道ビジョンの策定

1-1 ビジョン策定の趣旨、目標年度

1-2 ビジョンの位置付け

第2章 事業の概要

2-1 事業経緯

2-2 事業概要

2-3 組織体制

第3章 現状と課題

3-1 水質の確保

3-2 災害への備え

3-3 渇水への対応

3-4 施設・管路の耐震化

3-5 施設・管路の老朽化

3-6 職員の減少

3-7 広域連携（垂直連携、水平連携）

3-8 官民連携

3-9 経営状況

3-10 水道料金

3-11 環境対策

第4章 将来の事業環境

4-1 水需要の動向（水需要調査結果）

第1回委員会での
検討範囲

第5章 基本理念と目標

第6章 具体的な施策

第7章 フォローアップ

第8章 用語集

第2回以降での
検討範囲

